

第 6 期 羽生市障がい福祉計画

第 2 期 羽生市障がい児福祉計画

【令和 3 年度～令和 5 年度】

令和 3 年 3 月
羽 生 市



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障がい者に関する制度改革の流れ	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	6
5 計画の対象者	7
6 計画の策定体制	7
(1) 策定委員会による協議	7
(2) アンケート調査並びに団体ヒアリングによる意向の把握	7
(3) パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映	7
第2章 羽生市の現状と課題	8
1 羽生市の障がい者をめぐる状況	8
(1) 身体障がい者手帳等所持者の状況	8
(2) 療育手帳所持者の状況	10
(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	11
2 障がい福祉に関するアンケート調査の概要	12
(1) アンケート調査の概要	12
(2) 調査結果の概要	13
3 障がい者関係団体・事業所ヒアリング結果の概要	25
(1) アンケート調査の概要	25
(2) アンケート調査結果	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
第4章 障がい福祉サービス量の見込みと確保方策	31
1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標	31
(1) 令和5年度に向けた数値目標	31
2 障がい福祉サービスの体系	38
3 障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み	39
(1) 訪問系サービス	39
(2) 日中活動系サービス	41

(3) 居住系サービス	47
(4) 相談支援	49
(5) 障がい児通所支援	51
(6) 障がい児相談支援	54
(7) 発達障がい者等に対する支援	55
(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(9) 相談支援体制の充実・強化等	56
4 地域生活支援事業	57
(1) 必須事業	57
(2) 任意事業	63
第5章 計画の進捗管理と推進体制	64
1 障がい者支援協議会	64
2 障がい福祉施策の総合的な推進	65
(1) 関連計画との連携	65
(2) 国、埼玉県、近隣自治体との連携	65
(3) 専門的人材の育成・確保	65
(4) 財源の確保	65
3 PDCA サイクルによる計画の点検及び評価	66
(1) PDCA サイクルについて	66
(2) 評価にあたっての基本的な考え方及び留意点	66
資料編	67
1 計画の策定経過	67
2 羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱	68
3 羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿	70
4 用語解説	71

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

羽生市では、障害者総合基本法および児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、平成30年3月に「第3期羽生市障がい者計画・第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

「第3期羽生市障がい者計画」では、『地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち』を基本理念とし、障がい者の自立と社会活動への参加を支援するため各種政策に取り組んでいます。

また、「第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画」においては、障がい福祉サービス等の具体的な実施方針を定め、保健、医療、介護、児童福祉、教育、雇用等の関係機関と連携しながら、障がい者および障がい児の地域生活を支援するため推進に努めてきました。

このたび、「第5期羽生市障がい福祉計画・第1期羽生市障がい児福祉計画」が令和2年度をもって満了となることから、現状の分析や国の基本方針を踏まえ、「第6期羽生市障がい福祉計画・第2期羽生市障がい児福祉計画」を策定するものです。

◇「障がい」の表記について

本計画では、障がいの「害」という漢字からくる印象を考慮し、法令等で定めている項目や固有の名称を除き、羽生市総合振興計画に準じて「障がい」とひらがなで表記します。

2 障がい者に関する制度改革の流れ

■障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成 23 年 8 月）

障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策の推進を図るために、障がい者の定義の見直しや、国が目指すべき社会の姿が明記されました。また、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることのない共生社会の実現が新たに定められました。

■障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

障がいのある人への虐待の禁止や虐待を受けたことのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

■障害者基本計画（第 3 次）の策定（平成 24 年 12 月）

障害者政策委員会がとりまとめた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」を策定しました。

■障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月、一部平成 26 年 4 月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向け新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立しました。

平成 25 年 4 月施行分としては、障がい児者の定義に政令で定める難病等が追加され、一定の障がいのある人が障がい福祉サービス等の対象になるとともに、障がいのある人に対する地域生活支援事業の必須事業が拡大されました。

平成 26 年 4 月施行分では、障害程度区分から障害支援区分への見直しや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が行われました。

■障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月）

障がい者就労施設等の受注の機会確保のために、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

■成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなりました。

■障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び法定雇用率の算定基礎の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月には、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供の義務化が施行され、平成 30 年 4 月施行分としては、法定雇用率の算定対象に精神障がい者が追加されることとなります。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（平成 25 年 6 月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するために、精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しが平成 26 年 4 月に施行され、精神医療審査会に関する見直しが平成 28 年 4 月に施行されました。

■障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

障がいのある人の人権や基本的自由の享有の確保・障がいのある人の尊厳の尊重の促進、障がいのある人の権利の実現のための措置等が規定された条約で、締結国には、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動への参加等、様々な分野において障がい者の権利実現のための取組が求められています。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立し医療費助成の対象疾患を拡大するほか、難病に係る医療、難病に関する施策の総合的な推進のための基本的方針の策定、難病の医療に関する調査及び研究の推進等が施行されました。

■障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められました。

■発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）

発達障がい者への支援の充実を図るために、発達障がい及び社会的障壁の定義の改正、発達障がい者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携による相談体制の整備等が進められることとなりました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）

障がいのある人が望む地域生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障がい福祉サービスの新設や、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障がい児福祉計画の策定の義務化等が定められました。

■障害者文化芸術活動推進法（平成30年6月）

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

■視覚障害者等読書環境整備推進法（令和元年6月）

情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障がい者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布、施行されました。

■埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とし、令和2年3月に公布、施行されました。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画を「第 6 期羽生市障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画を「第 2 期羽生市障がい児福祉計画」として一体的に策定した計画です。

また、国や県の上位計画との整合を図るとともに、市の「障がい者計画」の個別計画として、本市において今後展開される障がい福祉サービス提供体制の確保に関する目標等を定めたものです。

4 計画の期間

本計画の期間は以下の通り、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間です。

平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024) ~
第 3 期羽生市障がい者計画						次期計画 策定
第 5 期羽生市障がい福祉計画			第 6 期羽生市障がい福祉計画			
第 1 期羽生市障がい児福祉計画			第 2 期羽生市障がい児福祉計画			

5 計画の対象者

本計画における「障がい者」とは、「障害者総合支援法」における障がい福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障がい者、「知的障害者福祉法」の知的障がい者のうち 18 歳以上である方、「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に規定する精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいも含む）のうち 18 歳以上である方、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方であって 18 歳以上である方（難病）をいいます。

また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障がい児をいいます。

6 計画の策定体制

（1）策定委員会による協議

障がい者団体、障がい者福祉事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関で構成する「羽生市障がい者計画等策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

（2）アンケート調査並びに団体ヒアリングによる意向の把握

計画策定の基礎資料として、市内にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方に対して、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障がい者団体並びに障がい福祉サービス事業者を対象に、ヒアリングシートによる聞き取り調査を行いました。

（3）パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映

計画の素案について、広く市民の方からの意見を求めるため、パブリック・コメントを、令和3年2月5日～令和3年3月5日まで実施しました。

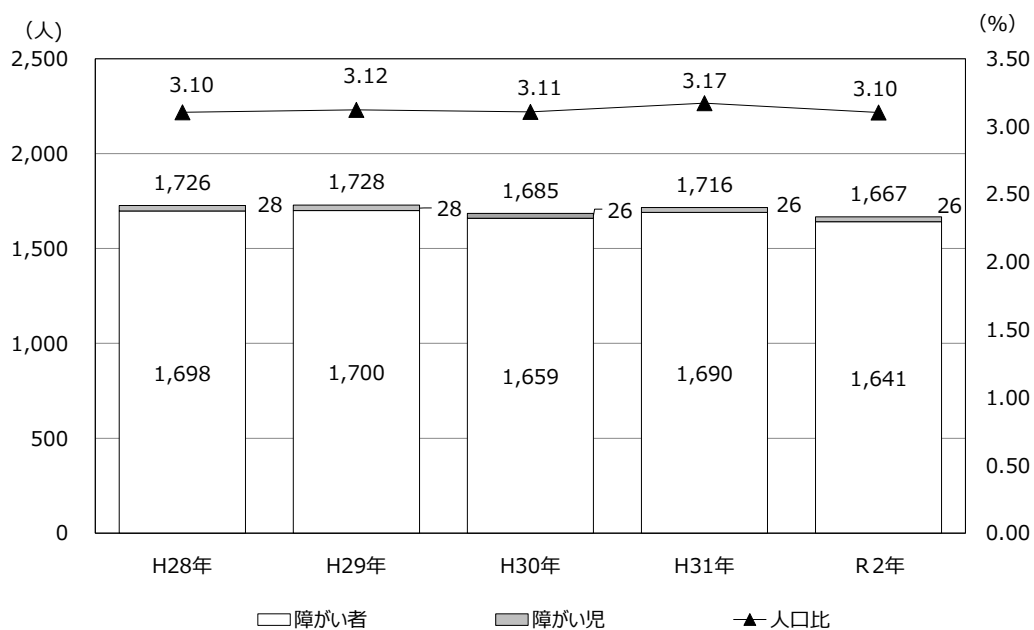
第2章 羽生市の現状と課題

1 羽生市の障がい者をめぐる状況

(1) 身体障がい者手帳等所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、平成28年と令和2年を比較すると59人減少しており、令和2年では1,667人となっています。

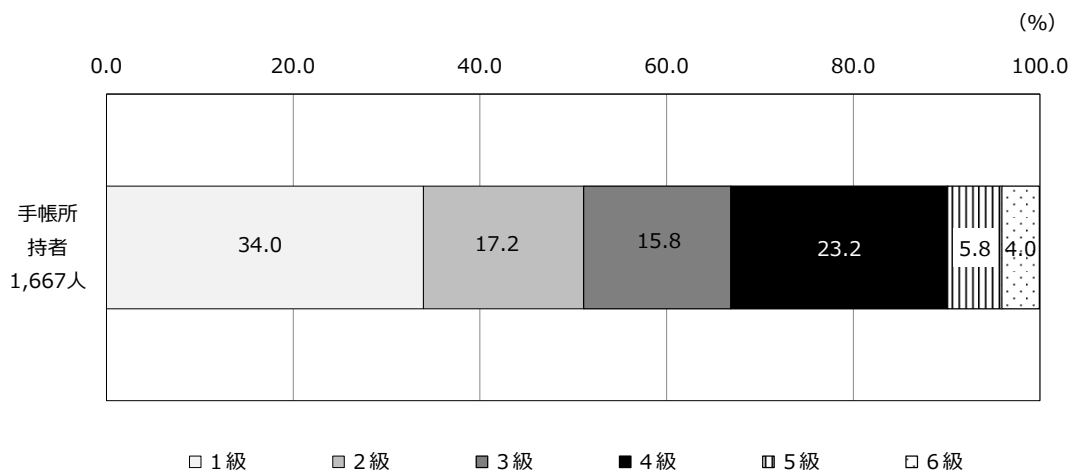
また、人口比をみると、およそ3.2%~3.1%で推移しています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

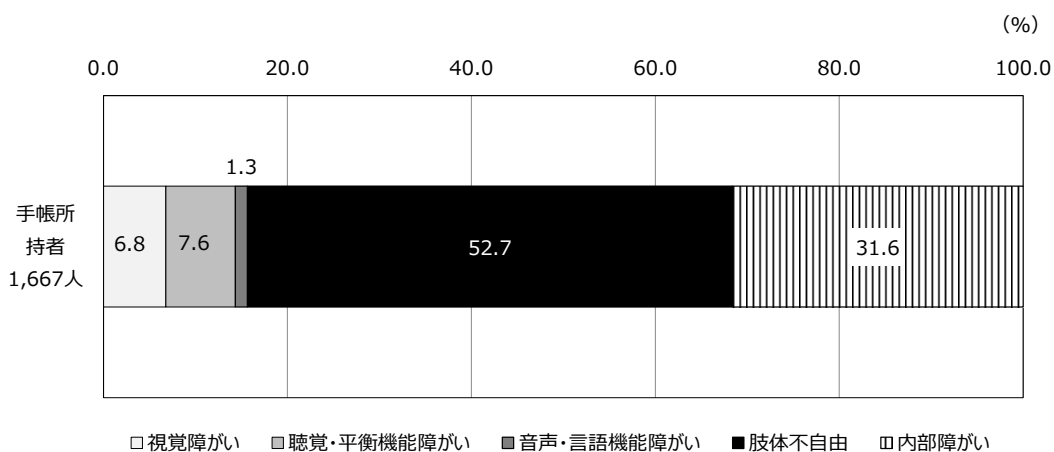
令和2年度における障がいの等級別の構成比は、1級が34.0%で最も多く、次いで4級が23.2%となっています。また、障がいの部位別構成比をみると、「肢体不自由」が52.7%と最も多く、次いで「内部障がい」が31.6%となっています。

【身体障がい者手帳等級別構成比（令和2年）】



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

【身体障がい者部位別構成比（令和2年）】

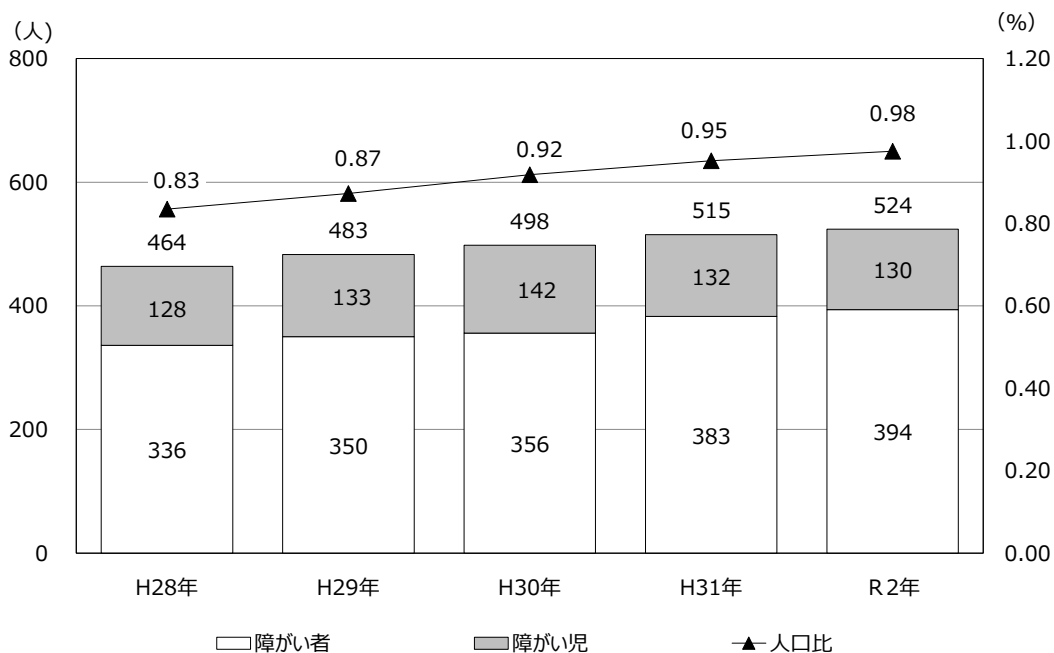


資料：社会福祉課（令和2年4月1日時点）

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年から令和2年を比較すると60人増加しており、令和2年では524人となっています。

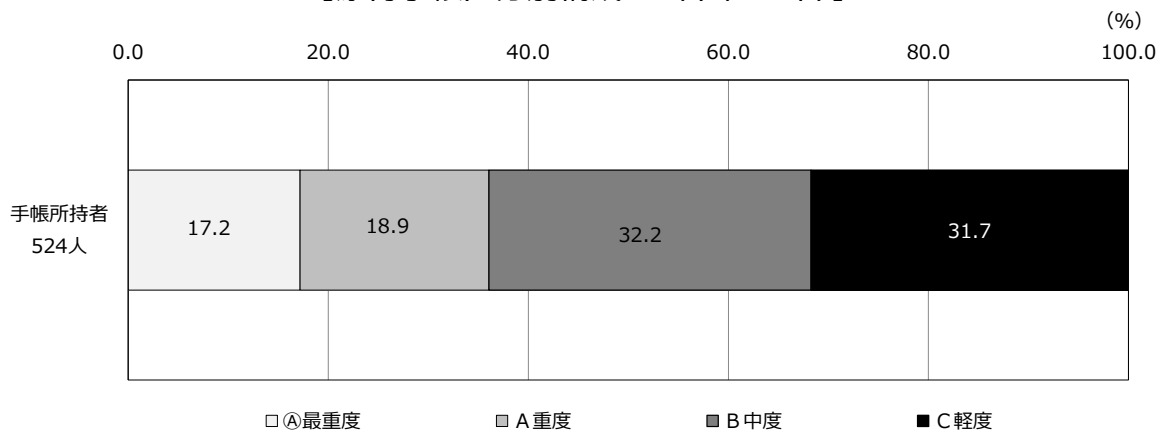
また、人口比をみると、おおよそ0.8%~1.0%で推移しています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

令和2年における区分別構成比をみると、「B 中度」が32.2%と最も多く、次いで「C 軽度」が31.7%となっています。

【療育手帳区分別構成比（令和2年）】

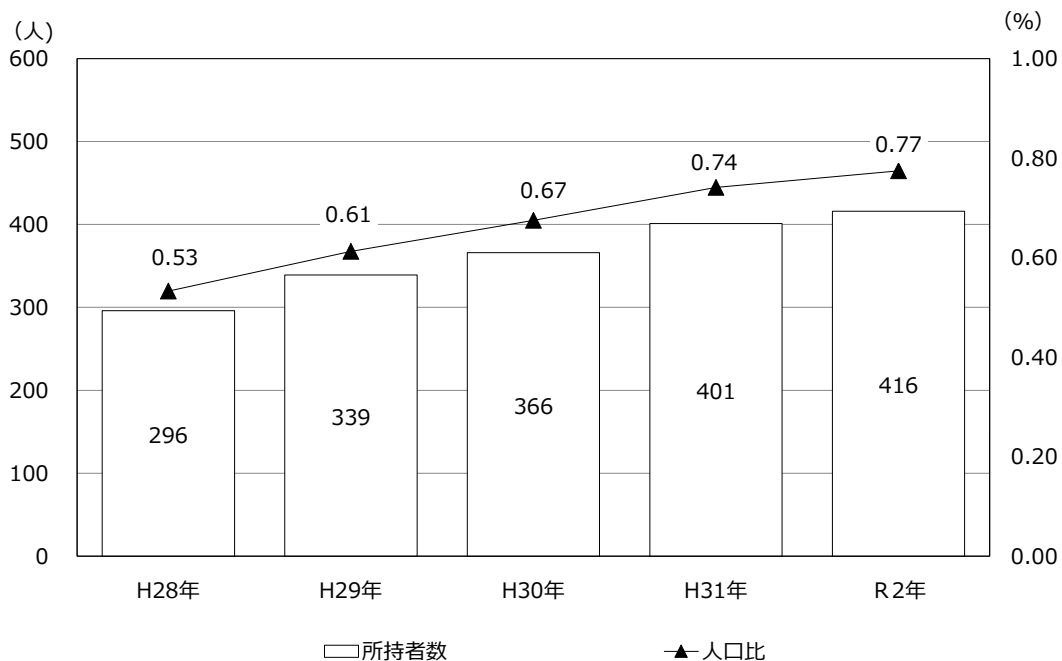


資料：社会福祉課（令和2年4月1日時点）

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年と令和2年を比較すると120人増加しており、令和2年では416人となっています。

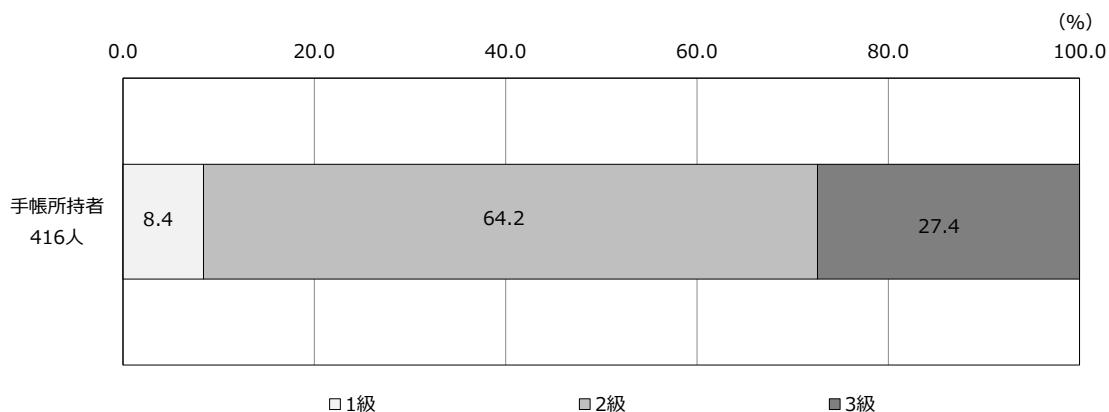
また、人口比をみると、おおよそ0.5%~0.8%で推移しています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

令和2年における等級別構成比をみると、「2級」が64.2%と最も多く、次いで「3級」が27.4%となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳等級別構成比（令和2年）】



資料：社会福祉課（令和2年4月1日時点）

2 障がい福祉に関するアンケート調査の概要

(1) アンケート調査の概要

計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの利用の状況や、利用意向等をお伺いし、計画策定における基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

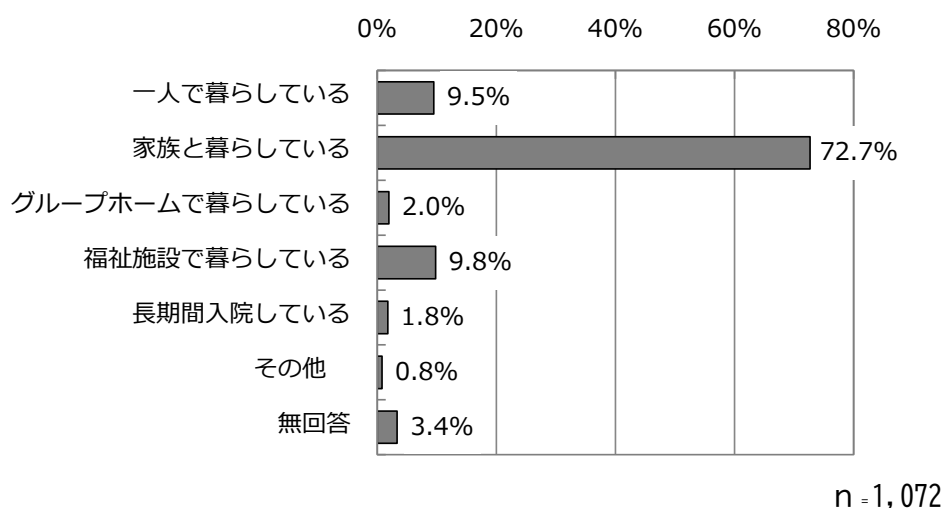
対象者	市内にお住いの障がい者手帳をお持ちの方	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年 7月10日(金)～7月27日(月)	
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・あなたご自身について・あなたの障がいや介助・支援の状況について・日中の過ごし方について・外出について・医療について・障がい福祉サービスの利用について・相談や情報について・権利擁護について・災害時の避難等について・地域での生活について	
回収状況	配布数	2,496 通
	有効回収数	1,072 通
	有効回収率	42.9%

(2) 調査結果の概要

①あなたご自身について

▶現在の暮らし

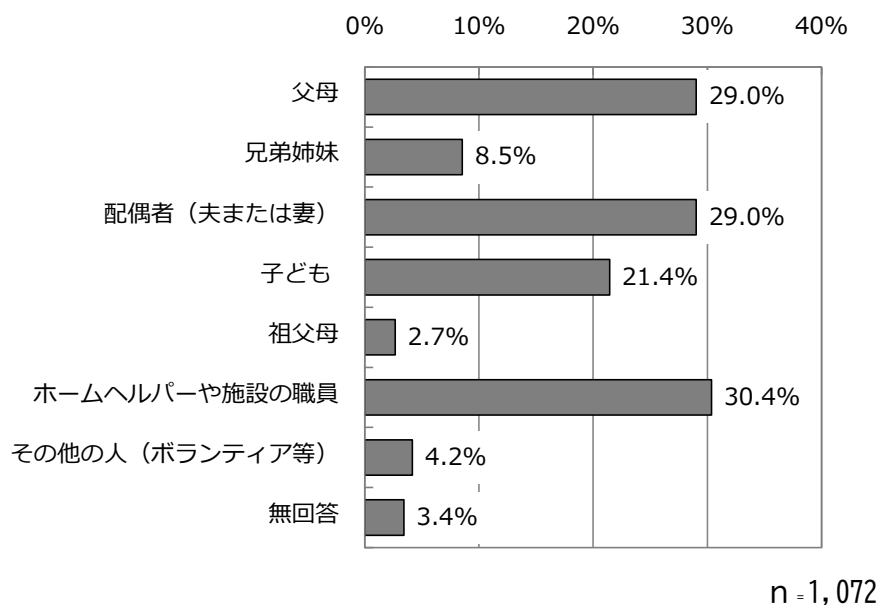
「家族と暮らしている」が7割、次いで「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」、「一人で暮らしている」が1割となっています。



②障がいや介助・支援の状況について

▶介助の中心となる家族

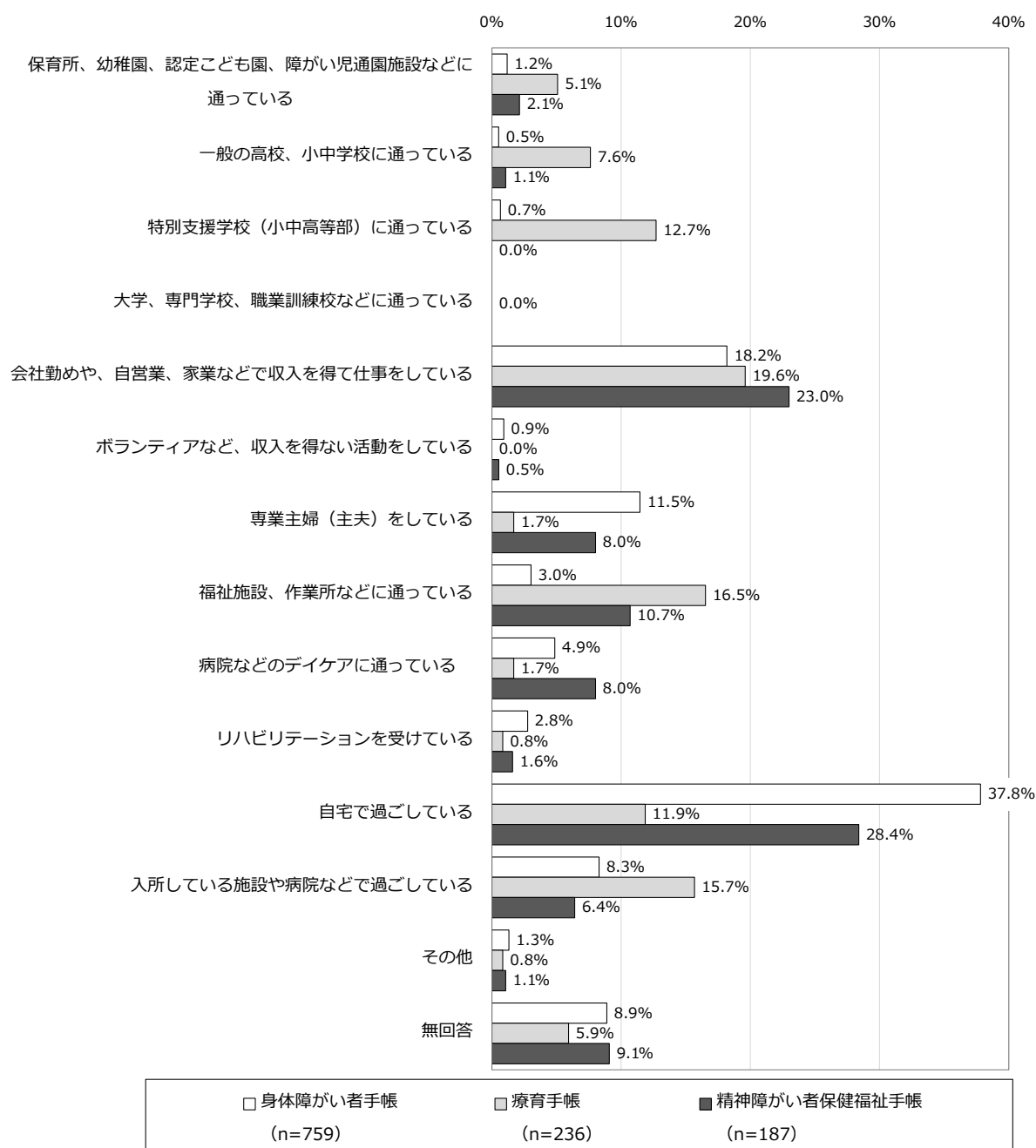
介助してくれる方については、「ホームヘルパーや施設の職員」が30.4%と最も多く、次いで「父母」「配偶者（夫または妻）」がともに29.0%となっています。



③日中の過ごし方について

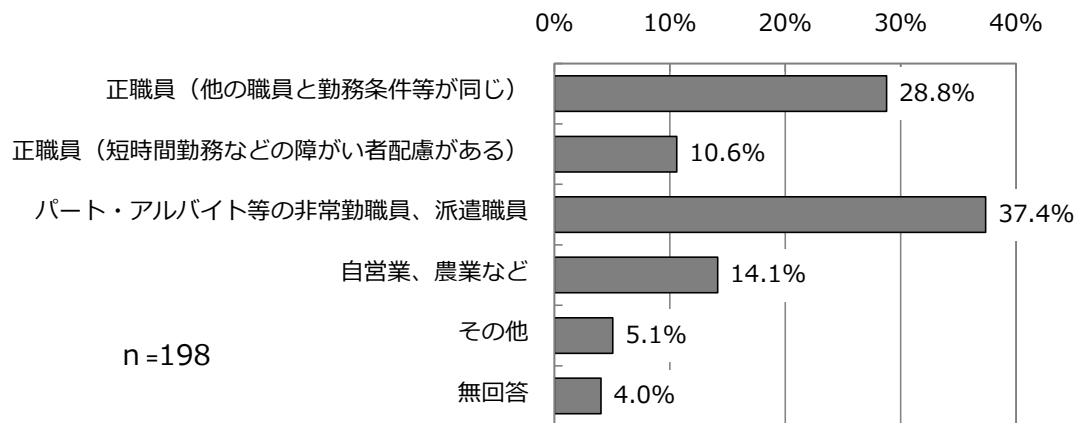
▶平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方について、身体障がい者手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者では「自宅で過ごしている」が最も多く、療育手帳所持者では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が最も多くなっています。



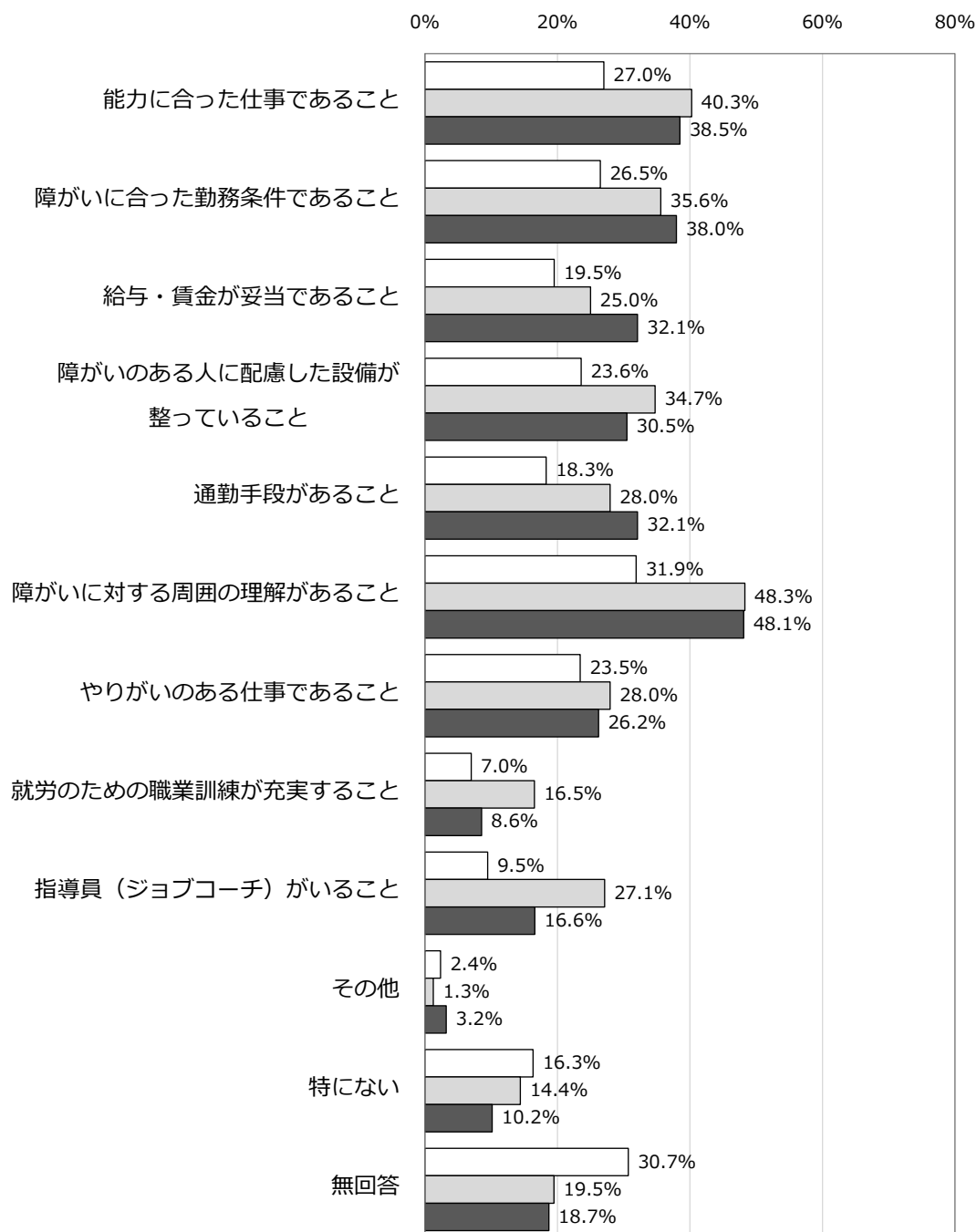
▶勤務形態

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が約4割、「正職員（他の職員と勤務条件等が同じ）」が約3割となっています。



▶働くうえで重要と思うこと

働くうえで重要と思うことでは、「障がいに対する周囲の理解があること」が多くなっており、障がい種別にみると、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者が約5割となっています。

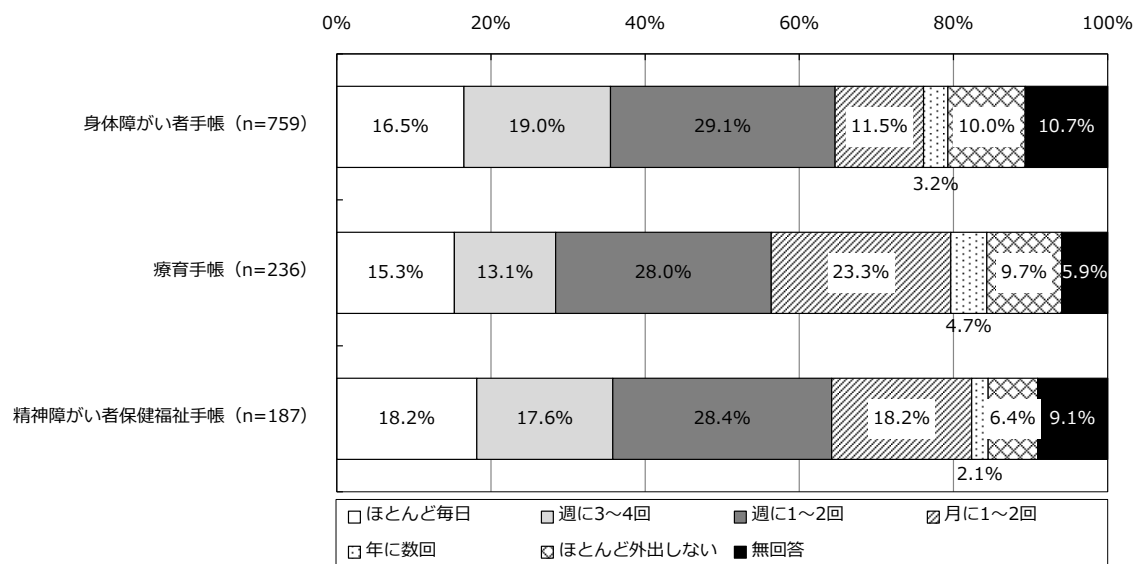


□ 身体障がい者手帳 (n=759) □ 療育手帳 (n=236) ■ 精神障がい者保健福祉手帳 (n=187)

④外出について

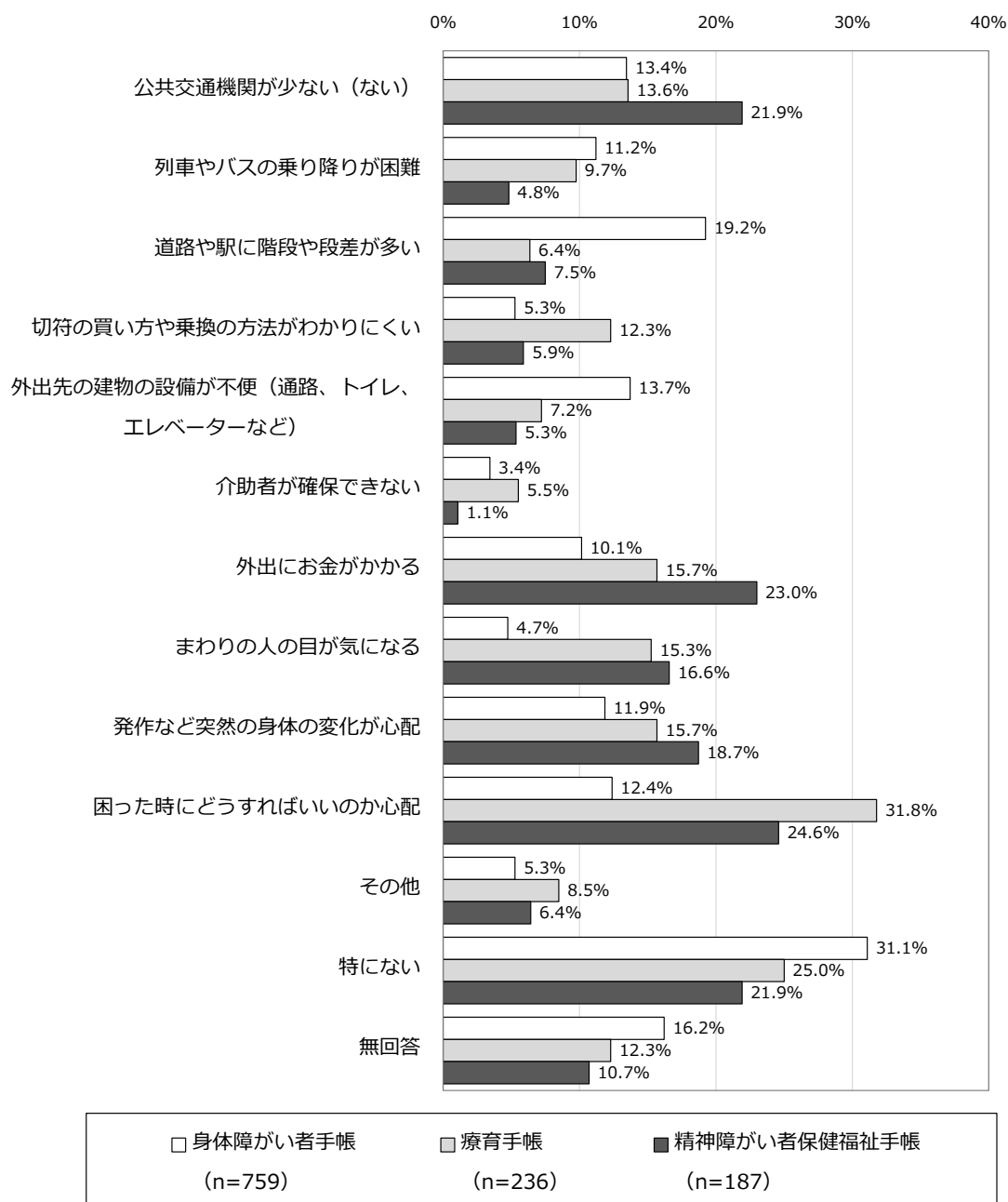
▶外出の頻度

外出の頻度についてはすべての障がい種別において「週に1～2回」が最も多くなっています。



▶外出の際に困ること

外出の際に困ることでは、身体障がい者手帳所持者では「特にない」に次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が多く、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者では「困った時にどうすればよいのか心配」が最も多くなっています。

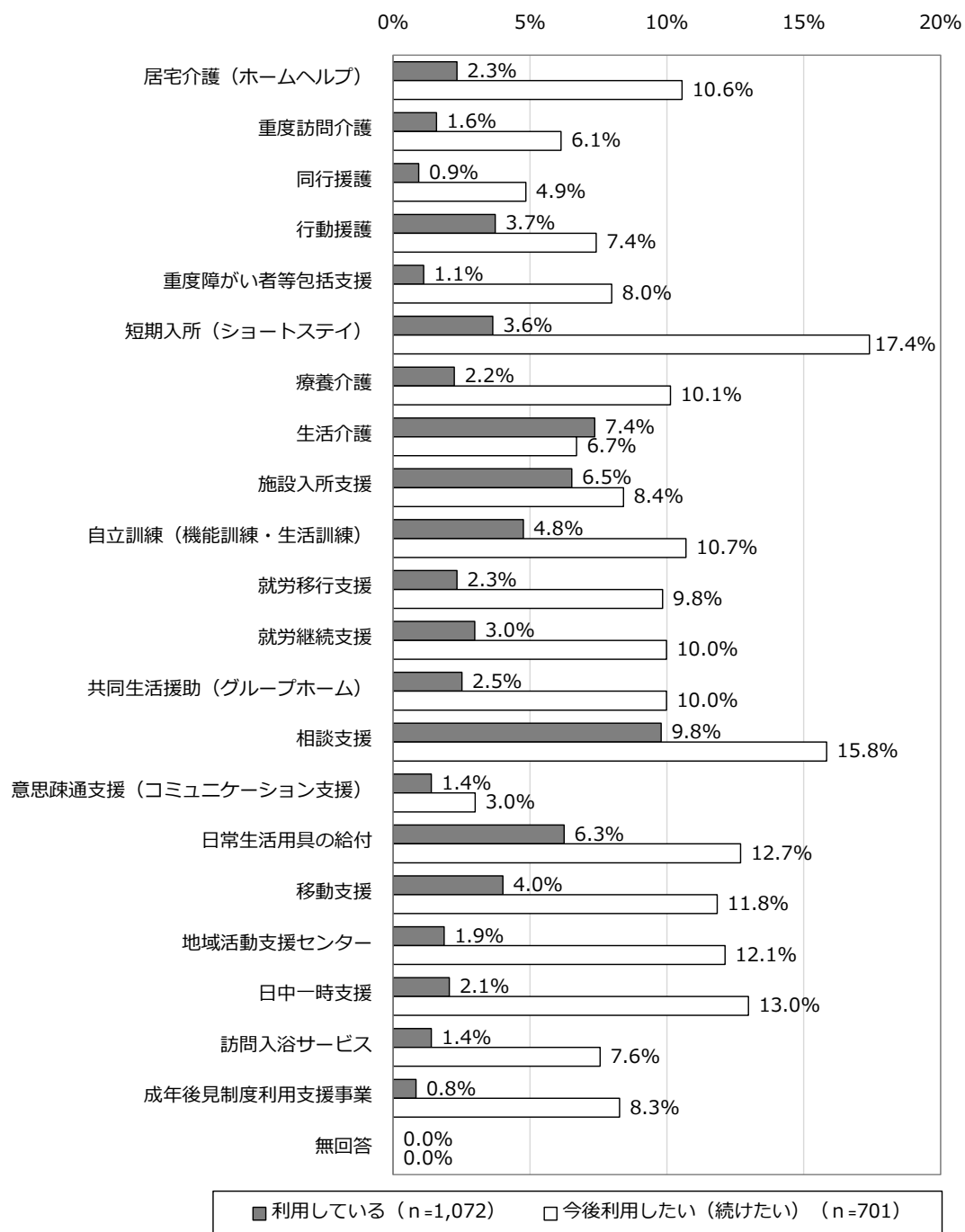


⑤障がい福祉サービスの利用について

▶障がい福祉サービスの現在の利用状況と利用意向

障がい福祉サービスの現在の利用は、「相談支援」が9.8%と多く、次いで「生活介護」が7.4%、「施設入所支援」が6.5%となっています。

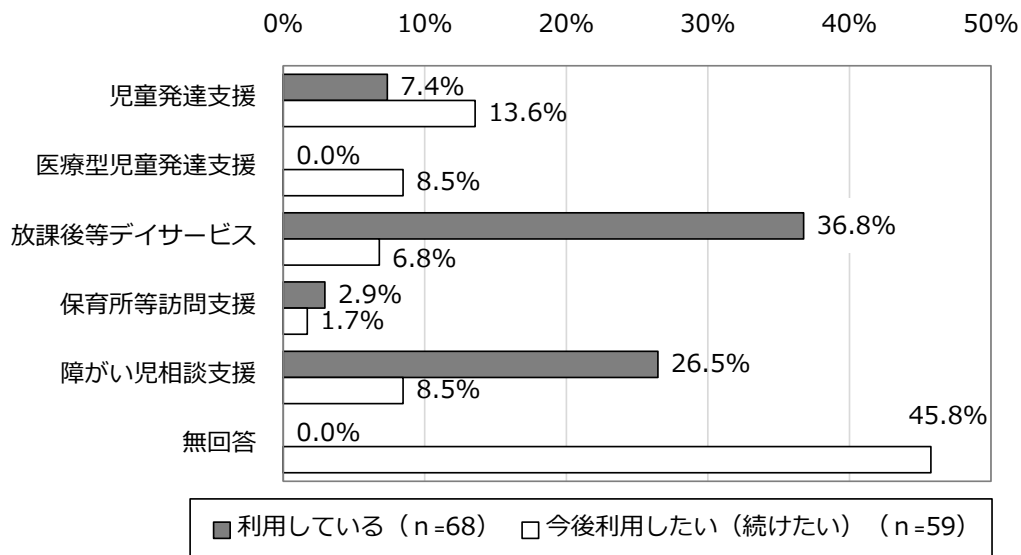
また、今後利用したいと思うサービスでは、「短期入所（ショートステイ）」が17.4%と最も多く、次いで「相談支援」が15.8%、「日中一時支援」が13.0%となっています。



▶障がい児福祉サービスの現在の利用状況と利用意向

障がい児福祉サービスの現在の利用は、「放課後等デイサービス」が約4割、「障がい児相談支援」が約3割となっています。

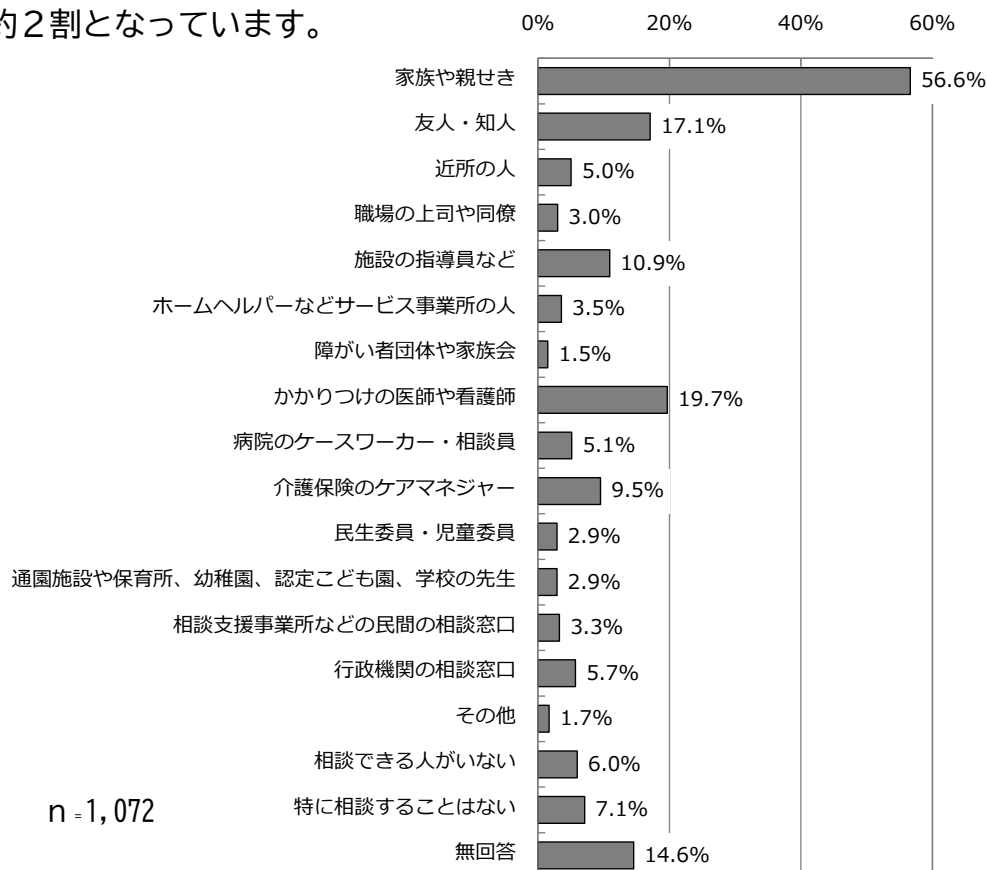
また、今後利用したいと思うサービスでは、「児童発達支援」がやや多くなっています。



⑥相談や情報について

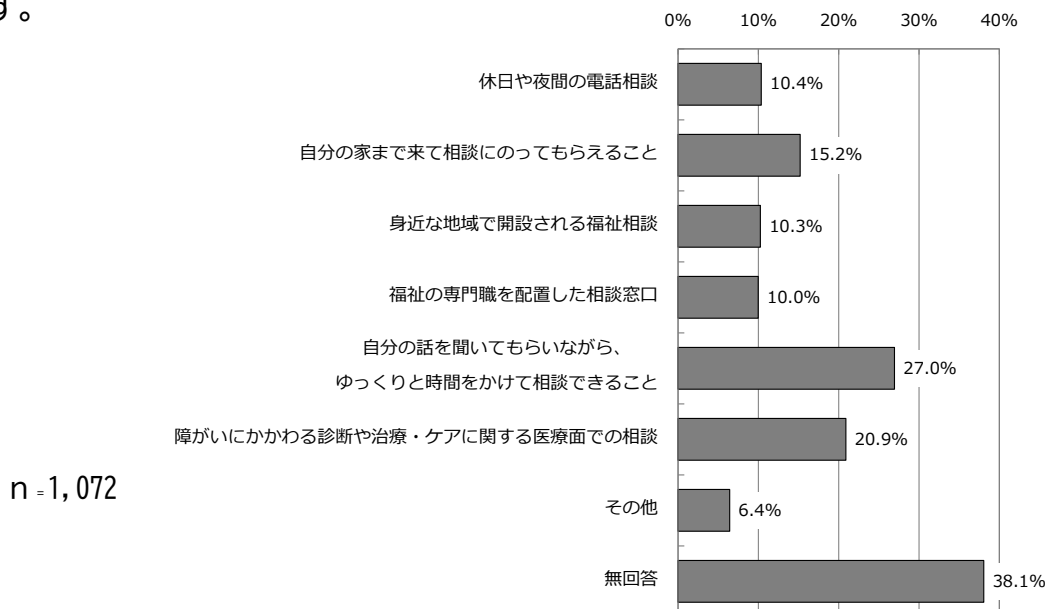
▶困っていることの相談先

「家族や親せき」が半数以上と最も多く、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が約2割となっています。



▶相談支援体制の希望

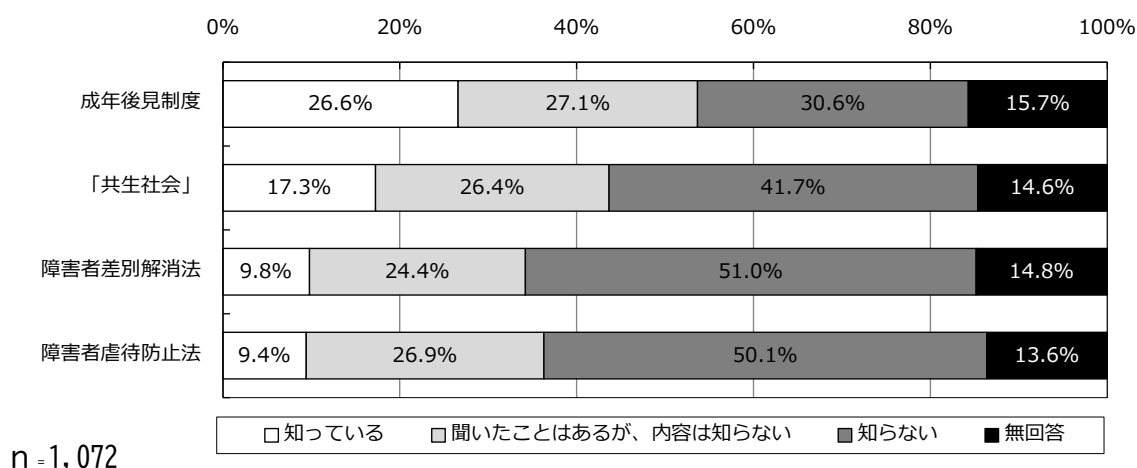
「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が約3割、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が2割となっています。



⑦権利擁護について

▶成年後見制度等の認知

成年後見制度では約5割、共生社会及び障害者虐待防止法では約4割、障害者差別解消法では約3割の人が認知していることがうかがえます。

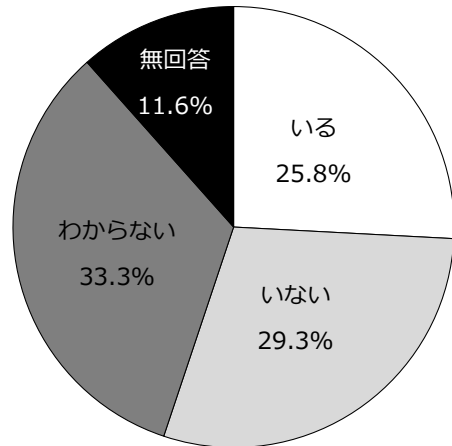


⑧災害時の避難等について

▶助けてくれる人の有無

ひとり暮らしや家族が留守の時に災害が起きた場合、近所にあなを助けてくれる人はいるかでは、「いる」が25.8%、「いない」が29.3%、「わからない」が33.3%となっています。

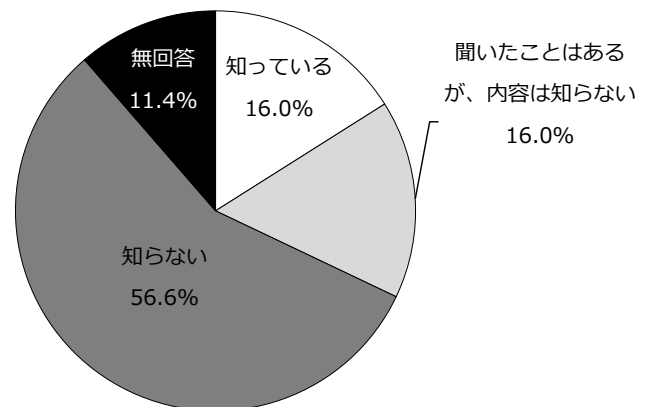
n=1,072



▶羽生市避難行動要支援者登録制度の認知

制度については、約3割の人が何らかの形で認知していることがうかがえます。

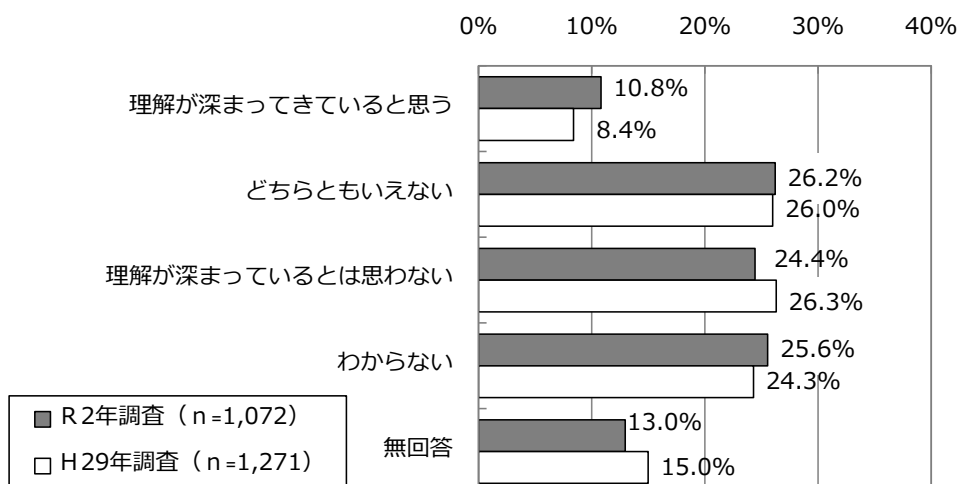
n=1,072



⑨地域での生活について

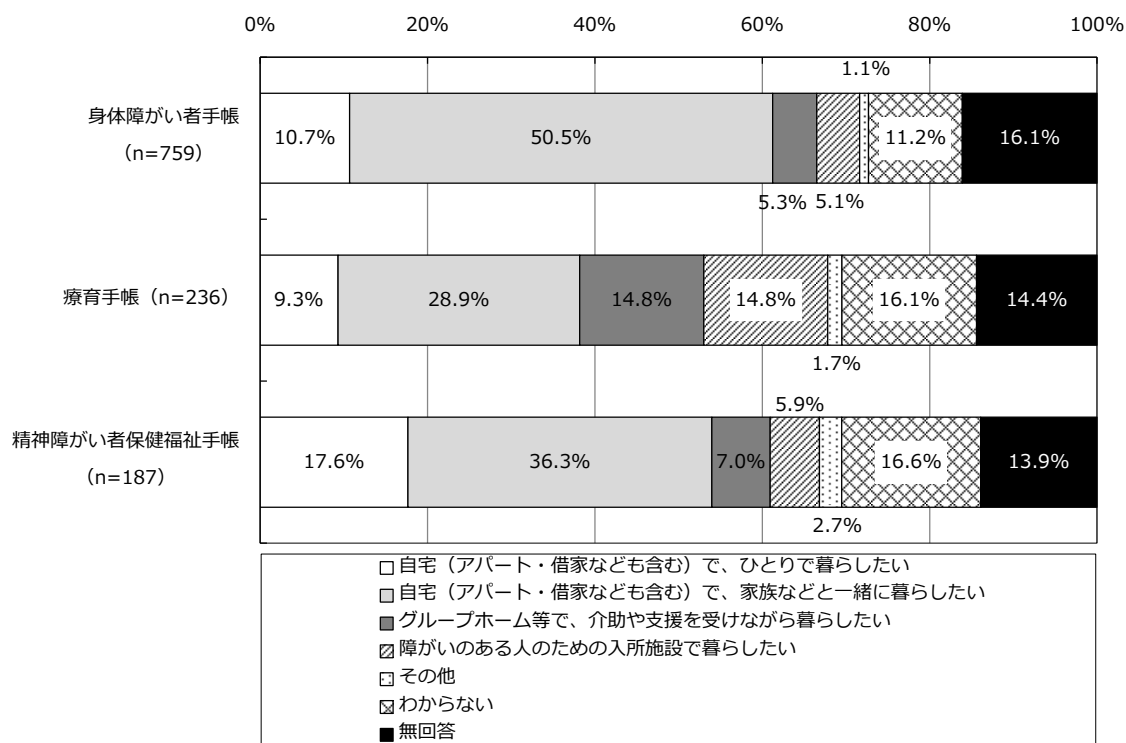
▶地域生活や社会参加の理解について

地域生活や社会参加の理解について、今回の調査（令和2年）と平成29年調査を比較すると、「理解が深まってきていると思う」では割合がやや上昇しています。



▶将来の意向

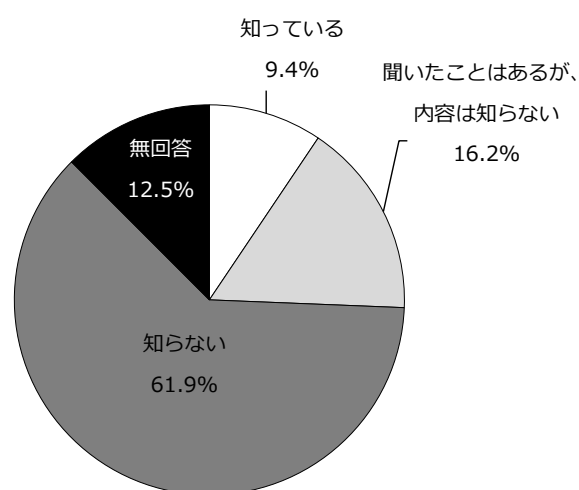
今後の暮らしについて、障がい種別に見ると、どの種別においても「自宅で、家族などと一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。「障がいのある人のための入所施設で暮らしたい」では、療育手帳所持者が多くなっています。



▶地域包括ケアシステムの認知

「知っている」が9.4%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が16.2%、「知らない」が61.9%となっています。

n = 1,072

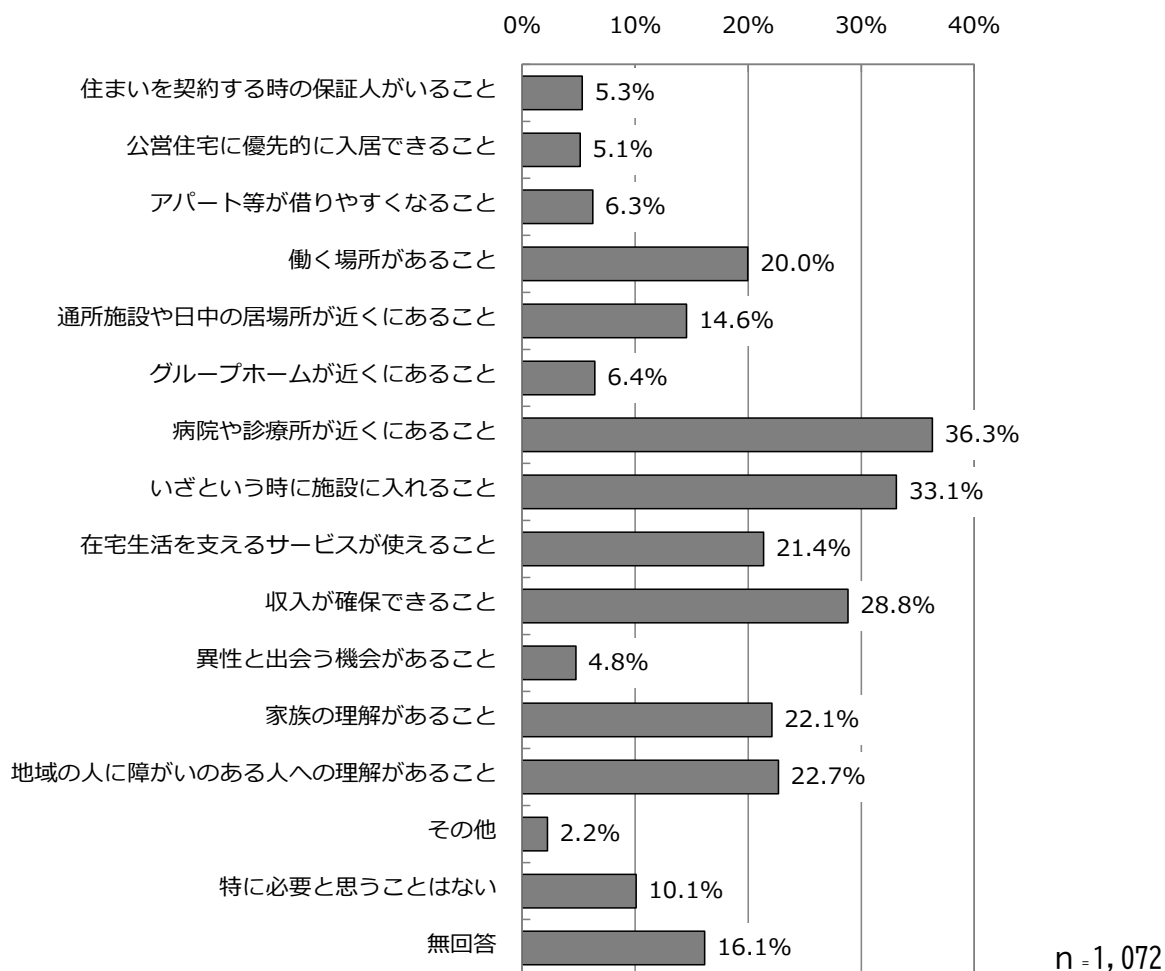


地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

▶望む暮らしの実現に必要なだと思うこと

「病院や診療所が近くにあること」が約4割、「いざという時に施設に入れること」、「収入が確保できること」が約3割となっています。



▶主な自由意見抜粋

- ◇障がい福祉への理解が、身近なところから深まればよいと思う。
- ◇もっと色々な情報を頂ければありがたいです。
- ◇災害が起こった時に、どうしたら良いのか不安になる。
- ◇就労移行支援、就労継続支援等の事業所の数や種類が少ない。
- ◇地域で生活する上で自分の障がいを知ってもらい理解を得られるようにしたいと思う一方で、受け入れてもらえなかった時の偏見や差別等が心配で話せない。
- ◇障がい者に対する市からの援助内容をくわしく個人に知らせて有効に出来るように告知してほしい。
- ◇収入が不安なため生活するのがいっぱい입니다。障がい者にももっと制度があり、支援していただくと嬉しいと思います。

3 障がい者関係団体・事業所ヒアリング結果の概要

(1) アンケート調査の概要

調査対象	障がい者関係団体	障がい福祉事業所
送付数	4 団体	13 事業所
回答数	3 団体	10 事業所
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年7～8月	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の属性 ・ 団体設立・創立のきっかけ ・ 団体の活動内容 ・ 活動上の問題点・課題 ・ 活動活性化に必要なこと ・ 今後取り組みたい活動と必要な支援 ・ 日常の生活上で感じる不安・心配 ・ 日中活動上の問題、必要な支援 ・ 相談先や情報の入手先と困っていること ・ 福祉サービス利用の仕組み、提供体制について ・ 福祉サービスや地域生活支援事業について ・ 障がい者を取り巻く現状や課題 ・ 計画策定にあたってのご意見等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の属性 ・ 事業所の課題 ・ 利用者支援上の課題 ・ 市役所や関係機関への要望 ・ 地域生活への移行や就労支援に向け注力すべきこと ・ その他のご意見・ご要望

(2) アンケート調査結果

①障がい者関係団体

団体の属性
親の会、当事者の会、手話のサークル等
団体設立・創立のきっかけ
「障がいのある人の親同士が子供達の集まりの場や作業所を立ち上げたい」、「聴覚障がい者と健聴者が手話を通じて理解を深め共に歩みたい」といった目的を持った団体等。
団体の活動内容
手話学習の講習会やサークル活動、埼玉県内の様々な事業活動に参画して他地域の方々との交流を図る活動等が挙げられました。
活動上の問題点・課題
組織のリーダーや新規メンバーの加入が少ないこと、メンバー自身も多忙であること等、メンバーに関する課題が多く挙げられました。
活動活性化に必要なこと
活動活性化を図るための新規メンバーの加入や、イベント等による広報活動・啓蒙活動の実施が求められています。
今後取り組みたい活動と必要な支援
活動を実施するため、行政の支援を希望するという意見がありました。
生活上で感じる不安・心配
体調が変化した際の連絡方法等に不安を感じているという、複数の意見がありました。
日中活動上の問題、必要な支援
公務員の人に日常会話程度の手話が使えるようになってもらいたいとの意見がありました。
相談先や情報の入手先と困っていること
入手先としては病院、市役所、支援センター、埼玉県聴覚障害者協会県北ブロック連絡会議が挙げられました。相談先や情報の入手で困っていることに関しては、市からの情報が不足しているということが挙げられました。
福祉サービス利用の仕組み、提供体制について
大変心強いという意見がありました。
福祉サービスや地域生活支援事業について
特に具体的な回答はありませんでした。

障がい者を取り巻く現状や課題
羽生市は医療機関が多く恵まれた環境にあるものの、聴覚障がい者への伝達が遅いとの課題が挙げられました。
計画策定にあたってのご意見等
障がい者に寄り添い、安心して暮らせる対策を盛り込んだ計画の策定を希望するとの意見がありました。

②障がい福祉事業所

事業所の属性
<p>運営母体：特定非営利法人（NPO法人）、社会福祉法人、社団法人、その他の民間法人。</p> <p>サービスの種類（回答の多かったもの）：</p> <p style="padding-left: 40px;">就労継続支援（B型）、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）、相談支援、施設入所支援、障がい児相談支援等。</p>
事業所の課題
<p>新規人材の確保が困難であり、教育の時間を確保することもままならず、職員の事務量は増大している等が多く挙げられました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の新規確保が困難 ・事務量が増大している ・職員の研修、育成を行う時間が十分とれない。 ・事業単価が低い。施設整備等の資金調達が課題。 ・サービス内容や質の安定、向上を図ることが課題。 ・利用者の高齢化や障がいの重度化で、人員が不足している。

<p>利用者支援上の課題</p>
<p>利用者の高齢化・重度化に伴い、支援を厚くしなければならないが、受け入れる側の体制が追いついていないとの意見が多く挙げられました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化に伴い重度化が進むため、対応策を検討する必要がある。 ・専門性のある職員の確保が困難であり、良質なサービスの提供が課題である。 ・現在のサービスでは支援対象になっていないものがあり、人員体制も不足しており、現実的に支援の限界がある。 ・感染症対策が取りにくい。
<p>市役所や関係機関への要望</p>
<p>市の対応について評価がある一方、適切な情報提供や市民に対する広報面の充実を求める要望がありました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の特徴を市民に知ってもらう活動。(広報・HP等) ・サービスが必要な方やSOSが出せない方を見つけ出し、サービスにつなげる活動。 ・災害時に備え、関係窓口と連絡を密に取り、対策を講じる必要がある。
<p>地域生活への移行や就労支援に向け注力すべきこと</p>
<p>障がいについて、受け入れ体制の整備だけでなく、障がい者と共に働く人の理解を、さらに深める必要があると考える事業所が多くありました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを通して、地域生活への移行は今後も続けていきたい。 ・市街化調整区域でも、グループホームが建設できるようにしてほしい。 ・福祉施設や障がい者に対する理解を深めるPR活動。(勉強会、施設見学会、施設ボランティア体験等) ・病院や買い物等の移動手段の充実。 ・就労のためには、企業の経営者だけでなく、現場で障がい者と共に働く人の理解が不可欠である。

その他のご意見・ご要望

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、市からの補助金提供やマスク寄付に感謝の声が寄せられており、引き続き迅速な対応を求める要望がありました。

<主な意見>

- ・無料で受けられる専門家によるカウンセリングだけでなく、ボランティアが話を聞く場所があれば良い。
- ・支援する側のメンタルケアができる場所があると、よりよい支援ができる。
- ・コロナウイルスのため、色々な制限の中での支援となっている。
- ・感染症対策や熱中症対策で、今までにない夏になっている。
- ・市からの補助金やマスク寄付は、ありがたかった。
- ・その時々ニーズに合った対応、対策をお願いしたい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「羽生市障がい者計画」では、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」の実現を図るため「地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち」を基本理念に掲げています。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを目指すため、「羽生市障がい者計画」と共通の理念のもと、本計画の理念を以下のように定めます。

地域とともに 自分らしく 安心して暮らすまち



第4章 障がい福祉サービス量の見込みと確保方策

1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標

計画の策定にあたり、国が示す基本指針及び県の考え方にに基づき、本市では次のとおり目標値を設定します。

(1) 令和5年度に向けた数値目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

●国の基本指針

- 1) 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2) 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【目標】

項目	数値		備考
令和元年度末時点での施設入所者数	実績値	67人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	4人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人数 令和元年度末施設入所者の6%

なお、国の基本方針2)に対して、埼玉県は、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がい等による地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、障害者施設入所者の策定数の数値目標は設定しない」としています。

羽生市では、埼玉県の考え方に従い、目標設定は行わないものとします。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

- 1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上とする。
- 2) 精神病床における65歳以上の方で1年以上入院している方の減少の目標値
- 3) 令和5年度における入院後3カ月時点での退院率を69%以上、6カ月時点での退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

【目標】

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、令和5年度末までに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することとします。

なお、国の基本指針についての数値目標の設定等は、埼玉県が実施します。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

●国の基本指針

- 1) 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標】

安心感をもって自立した生活が送れるための相談、体験の機会や場の提供、短期入所の利便性や緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保や地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点を、令和5年度末までに確保し、年1回以上の検証及び検討をします。

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行する方の目標値を設定します。

●国の基本指針

- 1) 福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 2) 福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 3) 福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
- 4) 福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
- 5) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【目標】

1)～4) 令和5年度の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	実績値	目標	目標値
令和元年度 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	20人 (ア)	令和5年度 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 ※実績値の1.27倍以上	26人
令和元年度 上の(ア)のうち就労移行支援事業を利用から一般就労への移行者数	2人	令和5年度 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 ※実績値の1.30倍以上	3人

項目	実績値	目標	目標値
令和元年度 上の(ア)のうち就労継続支援 A 型事業を利用から一般就労への移行者数	2 人	令和 5 年度 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 ※実績値の 1.26 倍以上	3 人
令和元年度 上の(ア)のうち就労継続支援 B 型事業を利用から一般就労への移行者数	1 人	令和 5 年度 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 ※実績値の 1.23 倍以上	2 人

5) 令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の目標値を設定します。

目標	目標値	備考
令和 5 年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	70%	国の基本方針：7 割

6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所数の目標値を設定します。

目標	目標値	備考
就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	70%	国の方針：全体の 7 割以上

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のために、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

●国の基本指針

- 1) 令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 2) 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 3) 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 4) 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
- 5) 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標】

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置数	1	令和5年度末の児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所の体制構築	有	令和5年度末の保育所等訪問支援事業所を利用できる体制の構築の有無
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1	令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1	令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	有	令和5年度末における医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和5年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無

⑥相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

●国の基本指針

- 1) 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施することを基本とする。

【目標】

項目	目標値	備考
相談支援体制の確保	有	令和5年度末まで、専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保の有無

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

- 1) 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標】

区 分		R 3年度	R 4年度	R 5年度
県が実施する研修への参加人数	参加者数 (人)	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	回数	0	0	1

2 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障がい者等包括支援
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
		補そう具	車いす、義手、義足、補聴器等
	地域生活支援事業	必須事業	○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
		任意事業	○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○徘徊支援事業
	児童福祉法	障がい児通所支援	○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
		障がい児相談支援	○障がい児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

3 障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障がい者・障がい児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障がい者等包括支援

障がい支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用時間、実利用者数ともに計画値を下回って推移していますが、地域生活への移行により訪問系サービスの利用も見込まれることから、増加でのサービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R 2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障がい者等 包括支援	利用時間 (時間)	2,308	2,377	2,448	2,163	2,205	2,247
		2,158	2,313	2,121			
	実利用者数 (人)	116	119	123	103	105	107
		116	111	101			

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、障がい支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用実績の伸びや近隣の事業所数、利用者のニーズ等を踏まえて、実績に基づきサービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用日数 (人日)	2,190	2,230	2,270	2,275	2,312	2,349
		2,157	2,220	2,238			
	実利用者数 (人)	115	117	119	123	125	127
		114	120	121			

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障がい者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障がい者を対象に、一定期間（基本は24か月）プログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。

◇前計画の検証と見込量の設定

機能訓練、生活訓練ともに計画値を下回って推移していますが、今後も横ばいでの推移を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機能訓練	利用日数 (人日)	8	8	8	11	11	11
		11	2	2			
	実利用者数 (人)	2	2	2	1	1	1
		1	1	1			
生活訓練	利用日数 (人日)	134	134	134	64	64	64
		20	64	64			
	実利用者数 (人)	6	6	6	8	8	8
		3	8	8			

③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障がい者を対象に、一定期間（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練等を提供します。

公共職業安定所、近隣や地元の一般企業、特別支援学校、就労支援施設等との連携を強化し、支援の充実を図ります。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用日数、実利用者数ともに、増減はありますが、利用者のニーズ等を踏まえて、3年間の平均値として、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R 2 年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
就労移行支援	利用日数 (人日)	230	241	253	267	267	267
		240	306	253			
	実利用者数 (人)	21	22	23	25	25	25
		24	28	23			

④就労継続支援

ア) A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用しても一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

イ) B型（非雇成型）

年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業等を利用しても雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用日数、実利用者数ともに、増減はありますが、近隣を含めた事業所数や利用者のニーズ等を踏まえて増加傾向で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援A型	利用日数 (人日)	170	180	190	187	197	207
		190	178	175			
	実利用者数 (人)	10	11	12	10	11	12
		13	14	12			
就労継続支援B型	利用日数 (人日)	2,000	2,040	2,080	1,885	1,915	1,946
		1,955	2,030	1,870			
	実利用者数 (人)	117	119	121	124	126	128
		129	133	123			

⑤就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている方に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

福祉施設や就労支援センター等の利用から一般就労に移行した利用者数を勘案し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援	実利用者数 (人)	7	8	9	9	13	18
		0	0	1			

⑥療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

◇前計画の検証と見込量の設定

平成30年度から令和元年度までの利用実績、近隣の事業所数、医療的ケアが必要なサービスであること等を踏まえて、同数での推移と見込みました。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	実利用者数 (人)	13	14	15	13	13	13
		13	13	13			

⑦短期入所（ショートステイ）

介助者の病気の場合等の理由により障がい者の介助ができなくなった場合、障がい者・障がい児を対象に、夜間を含めて施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。

◇前計画の検証と見込量の設定

短期入所（福祉型）については、増減しながら推移していますので平均値とし、短期入所（医療型）については令和2年度の見込み値に基づき、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
短期入所(福祉型)	利用日数 (人日)	43	45	47	36	36	36
		39	49	19			
	実利用者数 (人)	19	20	21	16	16	16
		22	18	7			
短期入所(医療型)	利用日数 (人日)	7	7	7	2	2	2
		0	0	2			
	実利用者数 (人)	4	4	4	1	1	1
		0	0	1			

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

平成30年度より新設されたサービスであり、今後の利用者を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実利用者数 (人)	5	6	7	2	2	2
		0	0	0			

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

実利用者数は、毎年計画値を上回って推移しており、今後も利用実績の伸びや近隣の事業所数、利用者のニーズ等を踏まえて増加傾向でサービス見込み量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	実利用者数 (人)	48	49	50	67	68	69
		58	65	66			

③施設入所支援

夜間での介護を必要とする障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話を行うサービスです。

◇前計画の検証と見込量の設定

実利用者数は、計画値に近い数値で推移しています。今後は、地域生活への移行を目標として掲げていることもあり、横ばいの推移として見込みます。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	実利用者数 (人)	67	68	68	66	66	66
		67	70	66			

(4) 相談支援

①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用件数は、増減しながら推移していますが、一定の利用を見込み、平均値に基づきサービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	件数	291	294	297	267	267	267
		300	257	245			

②地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

現在の利用者は少ないものの、今後一定の利用があると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R 2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	2	2	2	2	2
		1	1	1			
地域定着支援	実利用者数 (人)	1	2	2	2	2	2
		0	0	1			

(5) 障がい児通所支援

①児童発達支援

身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等の施設において、児童発達支援及び治療を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用日数、実利用者ともに計画値を下回っているものの、今後も一定の利用増を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用日数 (人日)	109	116	123	97	102	107
		64	77	92			
	実利用者数 (人)	17	18	19	19	20	21
		17	15	18			
医療型児童発達支援	利用日数 (人日)	2	2	2	2	2	2
		0	0	2			
	実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
		0	0	1			

③放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用日数、実利用者ともに計画値を上回って横ばいに推移しています。今後も微増すると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等デイサービス	利用日数 (人日)	570	600	630	710	717	727
		703	703	705			
	実利用者数 (人)	62	65	68	70	71	72
		69	69	69			

④保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

利用者は少ないものの今後も一定の利用があると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R 2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等訪問支援	利用日数	4	4	4	4	4	4
	(人日)	1	0	2			
	実利用者数	2	2	2	2	2	2
	(人)	2	0	1			

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

平成 30 年度から開始したサービスのため利用がありませんが、今後は周知等しながら、一定の利用があると想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R 2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型児童 発達支援	利用日数	4	4	4	4	4	4
	(人日)	0	0	0			
	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	(人)	0	0	0			

(6) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

◇前計画の検証と見込量の設定

実利用者は減少しているものの、今後も一定の利用増を想定し、サービス見込量を設定します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がい児相談支援	実利用者数	69	72	76	62	64	66
	(人)	74	64	61			

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るため、コーディネーターの配置を継続します。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		1 期			2 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1	2	2	2
	(人)	2	2	2			

(7) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者・発達障がい児が、引き続き身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、本人、その家族に対する支援体制を確保できるよう努めます。

【目標】

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	利用者数（人）	1	1	1
ペアレントメンターの人数	利用者数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加	利用者数（人）	1	1	1

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度までに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【目標】

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
協議の場の開催回数	回数	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	利用者数（人）	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	有	有	有
	評価回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数（人）	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数（人）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	利用者数（人）	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	利用者数（人）	1	1	1

(9) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度までに、相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の強化・充実にむけた検討を行うため、基幹相談支援センターの設置に向けて進めます。

【目標】

区 分		R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言	件数	1	1	1
人材育成の支援件数	件数	1	1	1
連携強化の取組実施回数	回数	1	1	1

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

ア) 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。また、各種サービスや支援制度について、ホームページ等を活用してわかりやすく伝えていきます。

3市（羽生市、行田市、加須市）共同で2箇所の障がい者生活支援センターを設置（委託）し、それぞれ相談を行っております。また、1箇所の障がい者就労支援センターを設置（委託）し、就労に関する相談支援も行っております。

■相談支援事業実施箇所数の実績と今後の見込み ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がい者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
		2	2	2			
障がい者就労支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

■障がい別相談実人数の推移（年間）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度
身体障がい	45	37	37
知的障がい	40	41	41
精神障がい	55	56	56
就 労	43	49	49

■相談件数の推移（年間）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度
生活相談	865	812	830
就労相談	182	209	210

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

基幹型相談支援センターの設置については、指定・委託・基幹相談支援事業所の役割を整理し、北埼玉地域障がい者支援協議会で設置に努めます。

■事業の実施の有無と今後の見込み

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
		無	無	無			

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

サービスの周知を図るとともに、利用を促進していきます。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことのできる法人等に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理を習得できる内容の研修等を行います。

■事業の実施の有無と今後の見込み

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	無	無	無	有	有	有
		無	無	無			

⑥意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

埼玉県聴覚障がい者情報センターへ手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。時期的・時間的な問題で対応できない場合があることから、今後、関係機関と連携して、手話通訳者の育成に努めるとともに、手話通訳者設置についても検討していきます。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R 2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者派遣 事業	利用者数 (人)	232	239	246	170	175	175
		260	183	165			
要約筆記者派遣 事業	利用者数 (人)	4	4	4	4	4	4
		2	0	0			
手話通訳者 設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
		無	無	無			

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者・障がい児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。

排せつ管理支援用具については、一定の増加を見込み、他の品目については、現状程度の利用を見込みます。

障がい者・障がい児の特性、ニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直しする等、サービスの充実を図ります。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期																																																				
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値																																																				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																																		
介護訓練支援用具	件数	1	1	1	3	3	3																																																		
		5	4	1				自立生活支援用具	件数	7	7	7	7	7	7	8	2	6	在宅療養等支援用具	件数	6	6	6	3	3	3	1	1	3	情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7	7	7	7	9	5	2	排せつ管理支援用具	件数	1,017	1,037	1,058	1,015	1,020	1,025	1,002	997	1,010	住宅改修費	件数	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	7	7	7	7	7	7																																																		
		8	2	6				在宅療養等支援用具	件数	6	6	6	3	3	3	1	1	3	情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7	7	7	7	9	5	2	排せつ管理支援用具	件数	1,017	1,037	1,058	1,015	1,020	1,025	1,002	997	1,010	住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1	1	0	1						
在宅療養等支援用具	件数	6	6	6	3	3	3																																																		
		1	1	3				情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7	7	7	7	9	5	2	排せつ管理支援用具	件数	1,017	1,037	1,058	1,015	1,020	1,025	1,002	997	1,010	住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1	1	0	1																	
情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7	7	7	7																																																		
		9	5	2				排せつ管理支援用具	件数	1,017	1,037	1,058	1,015	1,020	1,025	1,002	997	1,010	住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1	1	0	1																												
排せつ管理支援用具	件数	1,017	1,037	1,058	1,015	1,020	1,025																																																		
		1,002	997	1,010				住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1	1	0	1																																							
住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1																																																		
		1	0	1																																																					

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障がい者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

■研修実施回数の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成研修事業	回数	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、複数での利用の支援等への対応を図り、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を提供します。

■研修実施回数の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	利用時間 (時間)	5,647	5,929	6,225	4,830	4,830	4,830
		5,889	5,173	4,550			
	実利用者数 (人)	35	37	39	40	40	40
		45	42	35			

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

現在、地域活動支援センターはありませんが、地域生活への移行が円滑にできるよう、事業所等との連携を推進します。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

在宅で生活し、一人で入浴することが困難な身体障がい者に対し、訪問入浴等を定期的に派遣し、入浴サービスを提供する事業です。

■サービス利用の実績と今後の見込み（月平均） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴 サービス事業	利用者数	2	2	2	1	1	1
	(人)	1	1	1			

②日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練等の支援を行う事業です。

■サービス利用の実績と今後の見込み（年間） ※R2年度の実績値は「見込み」

区 分		5 期			6 期		
		※上段：計画値 下段：実績値			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援 事業	利用者数	10	10	10	6	7	7
	(人)	7	8	5			

③徘徊支援事業

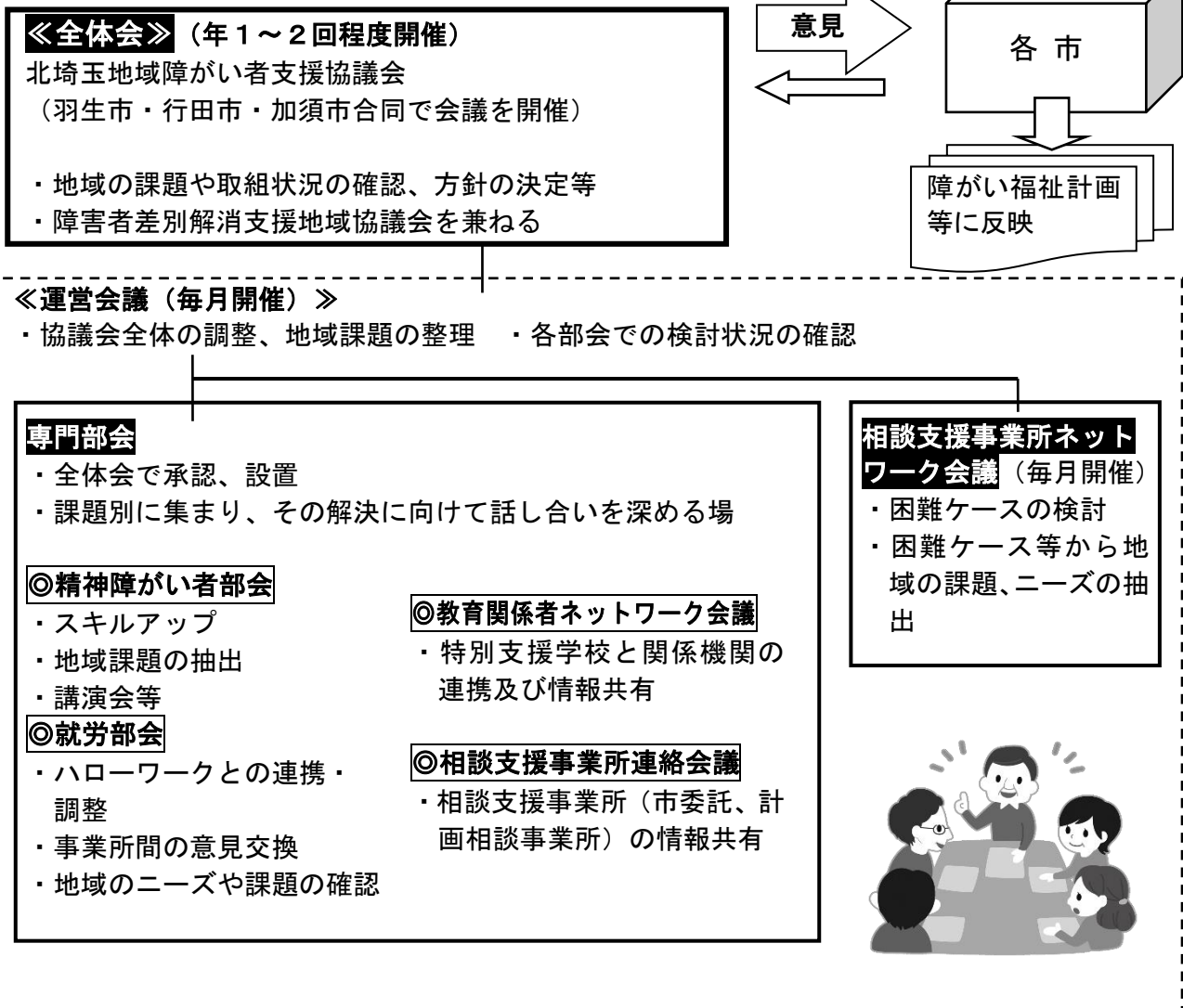
徘徊の症状がみられる障がい者に対して、関係機関と連携し、徘徊高齢者等位置探索サービス事業やステッカー交付事業等により、障がい者本人の生活の安全を確保するとともに、その家族の精神的負担の軽減を図ります。

第5章 計画の進捗管理と推進体制

1 障がい者支援協議会

本計画は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、羽生市・行田市・加須市の3市により設置される「北埼玉地域障がい者支援協議会」を中心に、地域の障がい者等への支援体制に関する課題の共有や地域の実情に応じた体制の整備、障がい者等への支援体制の整備に関する協議を行い、その推進を図ります。

■北埼玉地域障がい者支援協議会イメージ図



2 障がい福祉施策の総合的な推進

(1) 関連計画との連携

本計画に基づく施策を効果的かつ効率的に推進するため、市の最上位計画である「羽生市総合振興計画」が示す障がい者支援の方向性を踏まえるとともに、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連計画、更には今後策定が予定される福祉関連計画等との連携、庁内関係部署との連携を密にし、社会・経済的な環境や市民のニーズに的確に対応した事業展開を図ります。

(2) 国、埼玉県、近隣自治体との連携

本計画が掲げる事業には、羽生市が単独で実施するもののほか、広域で進める事業も含まれています。近隣自治体との円滑な協力関係の維持・拡大を図り、そうした事業を効果的に推進します。

(3) 専門的人材の育成・確保

今後ますます高度化、複雑化しながら増大する障がい福祉ニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の確保・育成、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者等の専門的人材の着実な育成を図ります。

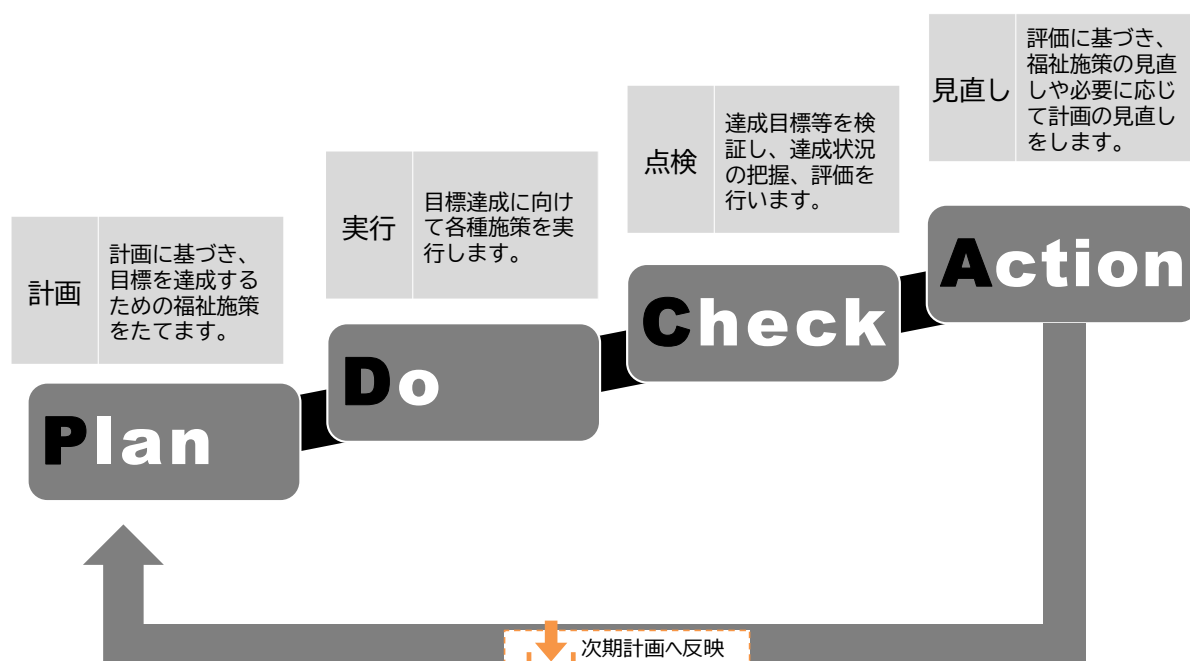
(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源確保に努めるとともに、国、県に対して各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望していきます。

3 PDCA サイクルによる計画の点検及び評価

(1) PDCA サイクルについて

本計画の推進状況や施策の内容に関しては、国が示す基本指針に即し、PDCA サイクルによる点検及び評価を実施します。具体的には、策定された計画（Plan）に基づき施策を実施（Do）した後、毎年度、中間評価としての分析結果を北埼玉地域障がい者支援協議会等に報告し、その意見を聴きながら点検及び評価（Check）を行います。その結果、必要とされた場合、計画の見直し（Act）を実施します。



(2) 評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

本計画におけるサービスの見込量や目標値は、利用の実績や今後の動向等を踏まえて整備・確保すべき量を設定したものであり、単純にその達成状況との比較で各施策を評価すべきものではありません。サービスの利用は、その人らしい生活をするためであり、実際のサービスの利用が数値目標を根拠として抑制されることがあってはなりません。

一方、ひとつの評価尺度として数値による達成状況を確認することも不可欠です。利用実績が低かった場合、その原因となるもの、すなわち供給不足や周知不足、類似や代替サービスの存在等多面的な検証を行い、計画の有効性向上につなげていきます。

資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年 7月10日～ 7月27日	障がい福祉に関するアンケート調査実施
令和2年 7～8月	障がい者関係団体・事業所ヒアリング実施
令和2年 9月23日	第1回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・委嘱状交付 ・第3期羽生市障がい者計画・第5期羽生市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・第6期羽生市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について ・アンケート実施結果について
令和2年 12月9日	第2回羽生市障がい者計画等策定委員会 ・第6期羽生市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年 2月	パブリック・コメント実施

2 羽生市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 11 年 9 月 28 日

告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、羽生市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日告示第14号)

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月16日告示甲第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日告示甲第15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

3 羽生市障がい者計画等策定委員会委員名簿

区分	No.	氏名	所属及び職名	備考
1	1	加藤 ゆかり	埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園	
	2	鈴木 康夫	羽生市民生委員・児童委員協議会	委員長
	3	池澤 明子	一般社団法人 羽生市医師会	
	4	齋藤 きよみ	久喜人権擁護委員協議会羽生部会	副委員長
2	5	今西 理枝子	羽生市聴覚障害者協会	
	6	西田 重幸	羽生市視力障害者福祉会	
	7	日高 美幸	羽生市わかくさ会	
3	8	田村 のぞみ	埼玉県加須保健所	
4	9	渡辺 隆志	社会福祉法人 羽生市社会福祉協議会	
	10	太田 和美	北埼玉障がい者生活支援センター	
	11	堀 勲	北埼玉障がい者就労支援センター	
	12	瀬山 和代	社会福祉法人 翼会	
	13	徳田 かの子	特定非営利活動法人 橙	
	14	古堺 大義	特定非営利活動法人 あかり	
	15	平井 亜希江	特定非営利活動法人 空と雲の家福祉会	
5	16	新井 和美	公募	
3	17	飯塚 丈記	市民福祉部長	

4 用語解説

あ行

医療的ケア 医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引等の医療行為のこと。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

NPO（非営利民間組織） Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づいて法人格を取得した団体は NPO 法人という。

か行

虐待防止 「虐待」とは、児童・高齢者・障がい者等立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いのこと。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待等がある。

ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方のこと。

権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障がい 病気や外傷等の原因により脳が損傷を受け、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった認知障がいが生じ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障がいのこと。

さ行

児童発達支援センター 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とする。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）で、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。
障害者総合支援法	「障害者自立支援法」に代わるものとして平成 24 年 6 月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 25 年 4 月施行）で、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるため、従来の障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが明記された。
成年後見制度	判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。
た行	
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
な行	
難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年5月公布、平成27年1月施行）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成29年4月時点で330の難病が医療費助成対象に指定されている。
は行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいをいう。
バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く、障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
PDCA サイクル	プロジェクトの遂行に際し、計画の立案（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の工程を継続的に繰り返す仕組み。

第6期羽生市障がい福祉計画及び第2期羽生市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行：羽生市

編集：羽生市 市民福祉部 社会福祉課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL：048-561-1121（代表）

HP：<http://www.city.hanyu.lg.jp/>

